

費訟  
公訴  
誌報  
出支

# 知事らの上告棄却

## 住民の情報公開請求認める

県が95、97年の3年間、政治団体などが出版する情報誌を公費で購読していた問題を巡り、山形県の住民グループが知事らの上告を棄却した。知事側は敗訴が確定した。

この問題では、住民側が当時の榎原拓知事らを相手取って購読料約1800万円を県に返還するよう求める訴訟も岐阜地裁に起こしていたが、03年12月8日に知事側が原に1000万円を返還す

2005.6.17 毎日

ることで和解が成立している。岐阜市内で16日会見した住民側代表の寺町和止さんは「個人情報に關して厳しい最高裁で、このような決定がなされたことは評価できる」と話した。一方、古田肇知事は「今回の決定を踏まえ、早急に県としての情報公開制度の適正な在り方について検討していきたい」とコメントを出した。【中村かさね】

2005.6.17 岐阜

# 県購読情報誌の情報公開訴訟

## 原告の全面勝訴確定

最高裁が  
上告棄却

県が購読した政治団体などの発行する情報誌に對する領収書などを原告が非公開処分としたのは違法として、県内の市民グループが古田肇知事らと争った訴訟で、最高裁第三小法廷(藤田靖典裁判長)は16日、原告の請求をほぼ全面的に認め、上告を棄却した。

原告は市民グループ「くらし・しせん・いのち」で、被告は古田肇知事らと争った訴訟で、最高裁第三小法廷(藤田靖典裁判長)は16日、原告の請求をほぼ全面的に認め、上告を棄却した。

求めた訴訟を同年、同地裁に提訴。二〇〇三年、県知事らに一千万円を返還させた上で同様の情報誌を今後一切購読しないことなどを条件に和解が成立している。寺町和止さんは「今回の決定を踏まえ、早急に県としての情報公開制度の適正な在り方について検討したい」とコメントした。